

障害者福祉課

議案第61号

港区立児童発達支援センター条例等の一部を改正する条例について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号。以下「改正法」といいます。）の施行に伴い、港区立児童発達支援センター条例ほか5条例の一部を改正します。

1 改正理由

改正法が令和4年12月16日に公布され、障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進のため、新たな障害福祉サービスの類型として就労選択支援が創設されました。

改正法の施行（令和7年10月1日）に伴い、区の条例のうち、規定の整備が必要となる6条例について、一括して条例改正を行います。

2 改正する条例

1	港区立児童発達支援センター条例（平成30年港区条例第31号）
2	港区立障害保健福祉センター条例（平成9年港区条例第56号）
3	港区立精神障害者支援センター条例（平成27年港区条例第12号）
4	港区立障害者支援ホーム条例（平成30年港区条例第33号）
5	港区立障害者グループホーム条例（平成25年港区条例第49号）
6	港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和2年港区条例第55号）

3 改正内容

各条例で引用している障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の条項番号を変更します。

4 施行期日

令和7年10月1日

港区立児童発達支援センター条例新旧対照表(第一条関係)	
改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(事業)</p> <p>第三条 センターは、第一条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。)第五条第十九項に規定する計画相談支援(以下「計画相談支援」という。)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>この条例は、令和七年十月一日から施行する。</p>	<p>(前略)</p> <p>(事業)</p> <p>第三条 センターは、第一条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。)第五条第十八項に規定する計画相談支援(以下「計画相談支援」という。)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>(後略)</p>

港区立障害保健福祉センター条例新旧対照表(第二条関係)

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(事業)</p> <p>第三条 センターは、第一条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第五条第二十八項に規定する地域活動支援センターとして行う事業(以下「地域活動支援センター事業」という。)</p> <p>二 四 (略)</p> <p>五 法第五条第十五項に規定する就労継続支援(以下「就労継続支援」という。)</p> <p>六 十 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(利用できるものの範囲)</p> <p>第七条 センターの事業を利用できる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p>	<p>(前略)</p> <p>(事業)</p> <p>第三条 センターは、第一条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第五条第二十七項に規定する地域活動支援センターとして行う事業(以下「地域活動支援センター事業」という。)</p> <p>二 四 (略)</p> <p>五 法第五条第十四項に規定する就労継続支援(以下「就労継続支援」という。)</p> <p>六 十 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(利用できるものの範囲)</p> <p>第七条 センターの事業を利用できる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p>

<p>一 地域活動支援センター事業 次のイからへまでに掲げる事業の区分に応じ、それぞれイからへまでに定める者</p> <p>イ 法第五十九条第十九項に規定する地域相談支援（以下「地域相談支援」という。） 法第五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付決定を受けた者</p> <p>ロ 法第五十九条第十九項に規定する計画相談支援（以下「計画相談支援」という。） 法第五十一条の十七第一項に規定する計画相談支援対象障害者等</p> <p>ハ 法第五十九条第二十項に規定する基本相談支援 区内に住所を有する障害者（法第四条第一項に規定する障害者をいう。以下同じ。）及び障害児（児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。以下同じ。）（以下「障害者等」という。）並びにその保護者（同法第六条に規定する保護者をいう。以下同じ。）及びその障害者又はその障害児の介護を行う者</p> <p>ニ～ヘ（略）</p> <p>二～七（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>（後略）</p> <p>付則</p> <p>この条例は、令和七年十月一日から施行する。</p>	<p>一 地域活動支援センター事業 次のイからへまでに掲げる事業の区分に応じ、それぞれイからへまでに定める者</p> <p>イ 法第五十九条第十八項に規定する地域相談支援（以下「地域相談支援」という。） 法第五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付決定を受けた者</p> <p>ロ 法第五十九条第十八項に規定する計画相談支援（以下「計画相談支援」という。） 法第五十一条の十七第一項に規定する計画相談支援対象障害者等</p> <p>ハ 法第五十九条第十九項に規定する基本相談支援 区内に住所を有する障害者（法第四条第一項に規定する障害者をいう。以下同じ。）及び障害児（児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。以下同じ。）（以下「障害者等」という。）並びにその保護者（同法第六条に規定する保護者をいう。以下同じ。）及びその障害者又はその障害児の介護を行う者</p> <p>ニ～ヘ（略）</p> <p>二～七（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>（後略）</p>
---	--

港区立精神障害者支援センター条例新旧対照表（第三条関係）

改正案	現行
<p>（前略）</p> <p>（事業）</p> <p>第三条 センターは、第一条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 法第五条第十五項に規定する就労継続支援（以下「就労継続支援」という。）</p> <p>四 法第五条第十九項に規定する相談支援（以下「相談支援」という。）</p> <p>五〇八 （略）</p> <p>（中略）</p> <p>（利用できる者の範囲）</p> <p>第六条 センターの事業を利用できる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>一〇三 （略）</p>	<p>（前略）</p> <p>（事業）</p> <p>第三条 センターは、第一条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 法第五条第十四項に規定する就労継続支援（以下「就労継続支援」という。）</p> <p>四 法第五条第十八項に規定する相談支援（以下「相談支援」という。）</p> <p>五〇八 （略）</p> <p>（中略）</p> <p>（利用できる者の範囲）</p> <p>第六条 センターの事業を利用できる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>一〇三 （略）</p>

<p>四 相談支援 次のイからハまでに掲げる事業の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める者</p> <p>イ 第五条第十九項に規定する地域相談支援（以下「地域相談支援」という。） 法第五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付決定を受けた者</p> <p>ロ 第五条第十九項に規定する計画相談支援（以下「計画相談支援」という。） 法第五十一条の十七第一項に規定する計画相談支援対象障害者等</p> <p>ハ 第五条第二十項に規定する基本相談支援 区内に住所を有する障害者（法第四条第一項に規定する障害者をいう。）及び障害児（児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。）並びにその保護者及びその障害者又はその障害児の介護を行う者</p> <p>五・六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（後略）</p> <p>付則</p> <p>この条例は、令和七年十月一日から施行する。</p>	<p>四 相談支援 次のイからハまでに掲げる事業の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める者</p> <p>イ 第五条第十八項に規定する地域相談支援（以下「地域相談支援」という。） 法第五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付決定を受けた者</p> <p>ロ 第五条第十八項に規定する計画相談支援（以下「計画相談支援」という。） 法第五十一条の十七第一項に規定する計画相談支援対象障害者等</p> <p>ハ 第五条第十九項に規定する基本相談支援 区内に住所を有する障害者（法第四条第一項に規定する障害者をいう。）及び障害児（児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。）並びにその保護者及びその障害者又はその障害児の介護を行う者</p> <p>五・六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（後略）</p>
--	---

港区立障害者支援ホーム条例新旧対照表（第四条関係）

改正案	現行
<p>（前略）</p> <p>（事業）</p> <p>第三条 支援ホームは、第一条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 第五条第十九項に規定する相談支援（以下「相談支援」という。）</p> <p>五 （略）</p> <p>（中略）</p> <p>（利用できる者の範囲）</p> <p>第七条 支援ホームの事業を利用できる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 相談支援 次のイからハまでに掲げる事業の区分に応じ、それ</p>	<p>（前略）</p> <p>（事業）</p> <p>第三条 支援ホームは、第一条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 第五条第十八項に規定する相談支援（以下「相談支援」という。）</p> <p>五 （略）</p> <p>（中略）</p> <p>（利用できる者の範囲）</p> <p>第七条 支援ホームの事業を利用できる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 相談支援 次のイからハまでに掲げる事業の区分に応じ、それ</p>

ぞれいから八までに定める者

イ 法第五条第十九項に規定する地域相談支援（以下「地域相談支援」という。） 法第五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付決定を受けた者

ロ 法第五条第十九項に規定する計画相談支援（以下「計画相談支援」という。） 法第五十一条の十七第一項に規定する計画相談支援対象障害者等

ハ 法第五条第二十項に規定する基本相談支援 区内に住所を有する障害者（法第四条第一項に規定する障害者をいう。）及び障害児並びにその保護者及びその障害者又はその障害児の介護を行う者

2 (略)

(後略)

付則

この条例は、令和七年十月一日から施行する。

ぞれいから八までに定める者

イ 法第五条第十八項に規定する地域相談支援（以下「地域相談支援」という。） 法第五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付決定を受けた者

ロ 法第五条第十八項に規定する計画相談支援（以下「計画相談支援」という。） 法第五十一条の十七第一項に規定する計画相談支援対象障害者等

ハ 法第五条第十九項に規定する基本相談支援 区内に住所を有する障害者（法第四条第一項に規定する障害者をいう。）及び障害児並びにその保護者及びその障害者又はその障害児の介護を行う者

2 (略)

(後略)

港区立障害者グループホーム条例新旧対照表（第五条関係）

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、知的障害者、精神障害者等に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十八条に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）等を実施し、地域社会における自立生活を支援するため、港区立障害者グループホーム（以下「グループホーム」という。）の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（中略）</p> <p>（利用することができる者）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、共同生活援助を利用することができる者は、就労し、若しくは法第五条第七項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する就労移行支援若しくは同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業所その他障害者の支援を行う事業所（以</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、知的障害者、精神障害者等に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十七条に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）等を実施し、地域社会における自立生活を支援するため、港区立障害者グループホーム（以下「グループホーム」という。）の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（中略）</p> <p>（利用することができる者）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、共同生活援助を利用することができる者は、就労し、若しくは法第五条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援若しくは同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業所その他障害者の支援を行う事業所（以</p>

下「障害福祉サービス事業所等」という。）に通所していること又は就労し、若しくは障害福祉サービス事業所等に通所することが確実と見込まれることを要する。

4 (略)

(後略)

付則

この条例は、令和七年十月一日から施行する。

下「障害福祉サービス事業所等」という。）に通所していること又は就労し、若しくは障害福祉サービス事業所等に通所することが確実と見込まれることを要する。

4 (略)

(後略)

港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第六条関係）

改正案	現行
<p>（前略）</p> <p>（利益供与等の禁止）</p> <p>第四十五条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者総合支援法第五十九条第十九項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2（略）</p> <p>（後略）</p> <p>付則</p> <p>この条例は、令和七年十月一日から施行する。</p>	<p>（前略）</p> <p>（利益供与等の禁止）</p> <p>第四十五条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者総合支援法第五十八条に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2（略）</p> <p>（後略）</p>